

流山市農業委員会
令和7年第8回
総会議事録

令和7年8月8日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第8回総会議事録

- 1 期 日 令和7年8月8日(金)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
	2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 水落 朋子
事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 11 会議目次

議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	4
議案第32号	農用地利用集積等促進計画の決定について	9
議案第33号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	10
議案第34号	農地所有適格法人報告書の提出について	12
報告第17号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	13
報告第18号	特定都市農地貸付け廃止届出書の提出について	14
報告第19号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	15
報告第20号	転用許可に伴う工事完了の報告について	15
報告第21号	専決処理の報告について	16

▲開会 午後3時00分

○水代会長 ただ今から令和7年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

10番 岡田委員、11番 山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」から議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第17号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」から報告第21号「専決処理の報告について」までの5件を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第30号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年8月8日 提出

今月の申請は3件です。

始めに、議案1番の権利者は流山市富士見台に所在する法人です。

申請地は、下花輪の現況畑3筆 転用合計面積2,966.84平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番と3番の権利者は同一のため一括して説明いたします。

権利者は、柏市豊四季に支店を置く法人です。

申請地は、名都借の現況畑4筆 転用合計面積976.45平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○**金子委員長** 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、1番の申請地の農地区分つきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の南西約1.5キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

申請地の現況につきましては写真のとおりで、周辺については北側と南側は農地、東側は道路、西側は宅地となっております。

権利者は、流山市富士見台に本店を置く株式会社です。

主な事業は運送業で、去年の売上高は約22億円です。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

次に、申請理由について説明いたします。

権利者は現在、埼玉県三郷市の駐車場を利用し、業務を行っておりますが、現在の主な取引先が流山市内の物流倉庫であることから、従業員の移動時間の短縮、業務効率の向上を目的に、富士見台の本社や、流山市内の物流施設に近い場所を探していたところ、この場所で地権者の承諾が得られたことから申請があったものです。

現在使用している埼玉県三郷市の駐車場については、来年で契約期間が満了するため、返却する予定です。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

大部分が砂利敷きで53台分の駐車場とする計画で、所有する4トントラックや10トントラックなどを駐車します。

土砂等の流出対策については、周囲にコンクリートブロックと高さ1メートルから2メートルの鋼板を設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内浸透とし汚水は発生しません。

資金計画ですが、賃料が月額60万円、整備費約1,560万円を全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

次に、2番と3番については、権利者が同一のため一括して報告いたします。

申請地の農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、JR線南柏駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、周辺につきましては東側は道路、その他は農地となっております。

権利者は、柏市豊四季に支店を置く株式会社です。

主な事業は配管工事業で、支店での年間売上高は約17億円です。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

次に、申請理由について説明いたします。

権利者は現在、名都借にある別の資材置場に車両を停めながらの利用をしていますが、手狭となっている状況です。

そこで、支店や既存の資材置場から近い場所で、駐車場用地が確保できたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面碎石敷きで19台分の駐車場とする計画で、所有するトラックなどを駐車する予定です。

土砂等の流出対策については、周囲に鋼板を設置することにより防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内浸透とし汚水は発生しません。

資金計画ですが、賃料が月額20万円、整備費約550万円を全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また申請理由などの「転用目的別

の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆藍川推進委員 2番と3番についてですが、一度駐車場として整備されていたので山林だと思っていましたが、農地であったため、舗装を撤去して更地に戻したと思うのですが、周囲の万能鋼板などは撤去しなくても、農地に戻したことを認めたということですか。

◎事務局(染谷次長) 申請地は、以前竹林で、伐採抜根しアスファルト舗装して駐車場として利用していましたが、地目は畑であり、違反転用の状態であったため、事務局で是正指導して、アスファルト舗装をはがして土の状態に戻させたものです。

周囲に万能鋼板が設置されていますが、これに関しては、防風林と同じ扱いと考えられ、地面が土の状態であれば耕作はできるため、土の状態まで是正したことで、畑として扱い、改めて農地法の5条許可申請が提出されたものです。

○水代会長 よろしいですか。

◆藍川推進委員 わかりました。

○金子委員長 申請者に対して、小委員会のヒアリングにおいて、違反転用のような行為は行わないようにきつく申し伝えてあります。

○水代会長 ありがとうございます。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和7年8月8日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市名都借に所在する法人です。

申請地は、名都借の現況畑1筆 転用面積1,070平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は仮設園舎を建築するための一時転用です。

一時転用の期間は、令和9年4月20日までです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

補足になりますが、本件は令和5年12月14日に許可され、令和7年7月31日までの一時転用で許可した案件であります。

しかし、本工事(園舎の改修)のための補助金申請の協議に時間を要し、内示見込みが出なかったことから、現在まで本工事および仮設園舎に着工していない状況でしたが、補助金申請が完了し、本工事および仮設園舎の着工の目途がついたため再申請となりました。

また、申請業者が一時転用の期間延長の手続きの連絡と提出が遅れたことにより、当初期間(令和7年7月31日)と審査(総会)の日(8月8日)の期間が空いてしまうことから、期間の延長ではなく、再度新規の申請となっています。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からヒアリングを行っております。

申請地の農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.4キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した小規模な農地と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に、近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺は東側は道路、その他は休耕地となっています。

権利者は、流山市名都借に所在する社会福祉法人で、昭和55年に設立されております。

事業内容としては、保育園の設置、運営を行っています。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用目的は、仮設園舎を建築するものであり、一時転用の期間は令和9年4月20日です。

申請理由につきましては、今回申請地の東側に所有する保育園を昭和55年に建設しており、老朽化による耐震性や安全性を考慮して改修することとなりました。

保育園の改修工事に伴い、近隣で仮設保育園を建築しようと用地を求めているところ、土地所有者の協力が得られたことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

建築面積552.02平方メートルの鉄骨造、平屋の仮設園舎を建築する計画です。土砂等の流出対策については、外周に高さ30センチの土留めを設置する計画です。

排水対策については、雨水は浸透桧にて自然浸透とし、汚水は道路を挟んだ東側の既存保育園の公共汚水桧に接続し、汚水管に排水するとのことでした。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に仮設園舎を建築する旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画ですが、土地の賃料は月19万4,200円、建設費が約8,600万円、これらについては全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当ありません。

また、復元計画については、耕作用に整地し返却することを所有者に説明済みとのことでした。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第4番(金子文雄委員) 西側に保育園がありますが、それと関連しているのですか。

◎事務局(染谷次長) 西側の保育園園舎が老朽化し改修するために、仮設園舎を建設するものです。

○水代会長 よろしいですか。

◆第4番(金子文雄委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

○水代会長 私から質問いたします。

前回、令和5年12月14日に許可されたということは、事業者と地権者は賃貸借契約を締結したということですか。

また、賃借料は発生していたのですか。

◎事務局(染谷次長) 賃借料の発生の有無については、確認していません。

○水代会長 賃借料が発生していない場合、農地として耕作していたのですか。

許可を受けただけでは、耕作権を留保するというにはならず、不耕作農地となってしまうので、それは確認した方がいいと思います。

◎事務局(染谷次長) 許可を受けた2年間工事されなかったということで、そのままになっているということは、恐らく契約をしているので、賃借料は発生していると思われるのですが、そこに関しては確認できていません。

今回申請に関しては、新たに賃借権の設定を行いますので、不許可になる要件はないと考えています。

○水代会長 今回の申請に関しては、補助金がおりるから実施するので問題ないですが、過去に許可した時からの経緯はどうだったのかということです。

今回は補助金がおりなかったから工事ができなかったということですが、補助金の許可がいつおりる予定で、おりないことが分かったのがいつだったのかということです。

◎事務局(染谷次長) 今回の申請は、前回の許可の期間延長ではなく、新たな申請となります。

○水代会長 今回の新たな申請はわかりませんが、前回許可したが、履行されていないので、その責任はどうかということです。

◎事務局(染谷次長) 前回の許可後の経緯に関しては、権利者と義務者の問題であると考えています。

○水代会長 義務者は、許可が履行されなくなったのであれば、耕作しなくてはならないと思いますが、耕作していたのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 草が繁茂していたので、耕作していないと思います。

○水代会長 ということは、耕作放棄地ということですよ。

◎事務局(染谷次長) 現状はそうなります。

○水代会長 2年間、耕作放棄地の調査から逃れたわけです。

◎事務局(染谷次長) 想定の話ですが、貸している側からするといつ着工するのか、ということもあったと思います。

○水代会長 前回の許可後についての説明を、文書で提出するように指導願います。

◎事務局(染谷次長) 義務者側の責任というよりは、権利者側の責任になると思います。

○水代会長 この申請は前回の申請から継続しているわけではないですよ。

そうであれば、権利者からの説明を文書で提出してもらってください。

◎事務局(染谷次長) 前回の申請は継続していません。

○水代会長 継続でないのであればなおのこと、今後、このような案件があつてはいけないので、前回どうだったかという説明文書を提出してもらってください。

文書が難しければ、口頭で説明を受けてください。

◆藍川推進委員 一度申請されたものがそのままになっており、新たに申請された状況ですが、今回申請する時の説明や陳謝が大事だと思います。

今後、2回でも3回でも申請すれば許可がおりるということになってしまうと問題なので、農業委員会を継続していくにあたって、会長はしっかりしておいた方がいいということを言っているのだと思いますし、確かなことだと思います。

○水代会長 中止になった理由を文書で提出してもらってくださいということです。

◆藍川推進委員 継続審議にするくらい厳しくしないと、農業委員会が甘く見られてしまう。

◎事務局(染谷次長) 許可条件は、農地の立地によるもの、他法令の要件を満たしているか、許可見込みというような担保が取れているかということ判断していただいて許可するものですので、許可基準を満たしているか否かで判断していただければと思っています。

委員さんから提案された書類が必要だとか、農業委員会を甘く見ているのではないか、という話になってしまうと感情の話になってしまうので、公務員として公正な判断をお願いしたいと思います。

なお、委員さんから要望がありました中止になった理由については、事務局から総会終了後に事業者に聞きたいと考えています。

○水代会長 次長の話はわかりますが、許可要件が満たされていれば許可されるのが当たり前ということになると、農業委員会の総会はいらなくなり、事務局だけで許可をおろせるわけです。

本件のように、前回の許可におかしなところがあるということで、総会に上程されて審議し、もし、議決において賛成の方がいなかったら許可要件を満たしていても、許可しないということになるわけです。

○水代会長 前回の許可がはっきりしないということなので、それについての説明をきちんと聴取してください。

◎事務局(染谷次長) はい。聴取します。

○水代会長 文書で提出するようにお願いします。

◎事務局(染谷次長) 文書で提出するよう要望します。

事務局もどうしてこのようになったかということについての書類提出の指導をしてこなかったことから、委員の質問に答えられませんでしたので、後日、何があったか説明してもらおうと考えています。

○水代会長 そうしてください。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第31号については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第32号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第32号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画等促進計画案について審議を求める。

令和7年8月8日提出

今月の申請は、新規が2件ですが、その内実質更新が2件です。

始めに、議案の1番の権利者は、松戸市下矢切にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑3筆 合計面積3,000平方メートルです。

利用権の設定期間は、以前の利用集積に引き続き5年間で、権利の種類は賃貸借です。

次に、議案2番の権利者は、松戸市下矢切にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑3筆 合計面積3,000平方メートルです。

利用権の設定期間は、以前の利用集積に引き続き5年間で、権利の種類は賃貸借です。

どちらも議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第32号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件で、その内2件とも実質更新です。

始めに、1番ですが、以前に引き続き5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は55歳です。

農業従事日数は300日で、農業従事者は3名です。

次に、2番ですが、以前に引き続き5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は54歳です。

農業従事日数は300日で、農業従事者は4名です。

申請地につきましては、写真のとおり、作付け済みの状態でした。

どちらも松戸市の方ですが、平成19年からこの農地を借りており、農機具については、その都度トラックで運搬しているとのこと。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 借りる方について、苗字が同じで近くに住んでいますが、2人が共同で経営しているわけではなく、それぞれが借りる範囲で別々に耕作しているのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 申請ごと、別々に農業に従事し耕作している状況で、共同で経営しているということではありません。

◆海老原推進委員 申請地は近くなのでよく見っていますが、半分ずつ分かれて別々に耕作しています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第33号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和7年8月8日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請地は、駒木台の登記地目 畑1筆 面積は378平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第33号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の東約1.5キロメートルに位置している土地です。

申請者が令和2年の相続により取得した土地で、平成16年の10月以前から配置図のように、倉庫として利用していたとのことでした。

今回の願出書の提出にあたっては、現在表示しております平成16年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第34号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和7年8月8日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回の報告者は、流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

確認書の表に、令和7年6月23日と書かれている欄が、今回報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、田0.19ヘクタール、畑4.56ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売および農作業等の受託です。

売上高は、全体が農業に関する売り上げで占めておりました。

議決権数の総数は100株であり、そのうち農業の常時従事者の議決権数は51株で、総議決権の1/2を超えております。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名で、従事日数は、247日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の11ページから13ページになります。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人 要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第17号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページを御覧ください。

報告第17号

農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

農地法第5条の規定による許可処分の取消願があったので報告する。

令和7年8月8日報告

1番と2番については権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件は、大阪府大阪市に所在する法人が、西深井の畑2筆 合計872平方メートルを太陽光発電設備に転用するため、令和6年12月総会にて審議いただき、12月18日付で許可となったものです。

議案案内図については15ページと16ページを御参照ください。

本件については、工事着工後に文化財(遺構)が発見され、太陽光パネルの設置方法や枚数に制限が出たことにより、事業の採算が取れなくなったことから、令和7年7月9日に取消願の提出がありました。

報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第18号「特定都市農地貸付け廃止届出書の提出について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第18号

特定都市農地貸付け廃止届出書の提出について

特定都市農地貸付け廃止届出書の提出があったので報告する。

令和7年8月8日報告

本件は、東京都目黒区に所在する法人が、思井一丁目の畑1筆の一部面積2,412.18平方メートルを市民農園として開設するため、令和3年7月総会で審議いただき、令和3年7月13日で承認となった案件であります。

議案案内図については17ページを御参照ください。

本件については、農園稼働率の低下により、事業の採算が取れなくなったことから、令和7年9月30日に廃止する予定があるとのことで、令和7年7月10日に廃止届出書の提出がありました。

報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

◎事務局(染谷次長) 補足ですが、稼働率は28.2パーセントです。

この市民農園については、手ぶらで利用でき、指導員が常駐するという形態であり、1区画月額8,000円程度です。

また、広さは3平方メートルが19区画、8平方メートルが112区画となっています。

◆第4番(金子文雄委員) のり面も登記簿上農地となっていますか。

また、のり面も課税されますか。

◎事務局(染谷次長) のり面も農地です。

また、のり面も課税されますが、がけ地や不整形地であれば、固定資産評価額は相当下がります。

○水代会長 運営者は、おおたかの森で運営しているところと同じですか。

◎事務局(染谷次長) 同じです。

おおたかの森は、マンション住まいで庭がない人が多く、人口も密集していることから、市民農園としての需要はあると思いますが、今回廃止届出のあった周辺は、戸建て住宅地であることから、あまり需要はなく、運営が上手くいかなかったのではないかと考えています。

○水代会長 ほかに質問、意見がございませんか。

◆森田推進委員 事業者が撤退した後は、誰が作付けするのですか。

◎事務局(染谷次長) 現在の土地所有者が引き続き市民農園を行いたいということ
を聞いていますので、今後、議案として上程されることが想定されます。

○水代会長 ほかに質問、意見がございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第19号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和7年8月8日報告

本件は、令和7年5月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、18ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第20号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第20号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和7年8月8日報告

本件は、令和6年3月の総会で審議がなされ、令和6年4月18日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページに
ございます。

本件については、7月18日に第1小委員会の山崎委員長と中嶋副委員長に現地
を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて
御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第21号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第21号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し
たので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月8日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告は、2件 5筆 合
計面積2,881.71平方メートルです。

次に、2. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告は、1件 1筆 面
積546平方メートルです。

次に議案書12ページにあります、3. の農地法第5条第1項第6号の規定による届
出の報告は、6件 37筆 合計面積21,284.79平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を
受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページには、今月報告の農地法第4条・第5条届出の集
計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が3件、マンションの
区分所有が1件、その他の建物施設用地が2件の計6件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時5分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年8月8日

流山市農業委員会長 水代 啓司

流山市農業委員会委員 岡田 長政

流山市農業委員会委員 小崎 日出男